

議案第 37 号

三田市辺地総合整備計画について

小柿地区の公共的施設を整備するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 1 項の規定により、三田市辺地総合整備計画について議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市辺地総合整備計画

兵庫県三田市小柿辺地
 辺地の人口 550人
 辺地の面積 13.4km²

1 辺地の状況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 小柿
- (2) 地域の中心の位置 小柿字向山2531番3
- (3) 辺地度数 132点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

情報通信の光ファイバによるブロードバンド化が進む中、辺地においては採算性の面から民間事業者による自主的な整備が望めない状況となっており、地域住民は非常に不便を強いられている。ついては、民設民営方式による情報通信基盤の整備を支援することにより、地域間の情報格差を解消し、地域住民の生活の向上を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成30年度 1年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
				特定財源	一般財源	
電気通信に関する施設 (地域光回線整備支援事業)	三田市		19,082	0	19,082	19,000